

生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書

政府は平成 25 年度（2013 年度）予算案において、今年の 8 月から生活扶助基準額を引き下げ、3 年間で段階的に約 670 億円を削ることを決定した。さらに、期末一時扶助を 70 億円減らすとともに、新たな生活困窮者支援制度を行うなどによって、年間 450 億円の削減を見込んでいる。

生活扶助基準額の引き下げによって、受給額が減少する生活保護世帯は 96%にも及び、平均で 6.5%，最大で 10%の減少となる。特に子育て世帯の削減幅は大きく、子供の貧困、貧困の連鎖を悪化させかねない。

今回の生活扶助基準の見直し方法には大きな問題がある。1 つは、低所得者の中でも最下位の所得階層と生活保護世帯の消費実態を比較している点である。長引く不況、格差が拡大する中で、低所得者層の生活は地盤沈下を起しており、この比較では生活扶助基準額が引き下げられるのは自明の理である。2 つ目は、物価下落分を理由とした削減である。耐久消費財は価格が下がっていても、食費、光熱水費などの価格は下がっておらず、日々の生活への影響は甚大である。そもそも生活保護には物価の変動を反映するルールはなく、「生活保護基準部会報告書」も物価下落分の反映について触れていない。物価下落分を引き下げる根拠が不明確である。

「先に削減ありき」のこのやり方は、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」をとめどもなく引き下げることにつながり、憲法第 25 条「生存権」を具現化した生活保護制度の機能を大きく損なうことになりかねない。

また、生活扶助基準は、税制や社会保障制度、生活のさまざまな施策に連動しているため、その影響は低所得者層を中心に国民生活に大きな混乱、大きな負担増を強いることが懸念される。

よって狛江市議会は政府等に対し、下記事項について強く求めるものである。

記

1 生活扶助基準の引き下げを撤回すること。

最低生活費の算定に当たっては、社会保障審議会「生活保護基準部会」委員が独自に行った調査研究並びに平成 22 年（2010 年）「ナショナルミニマム研究会中間報告」を参考として、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する額にすること。

- 2 新たな生活困窮者支援制度を構築するに当たっては、社会的包摂の考え方を基盤とし、真に当事者の就労・自立支援、生活の安定に資するものとする。
- 3 最低賃金の引き上げ、雇用のルールを強化し、ワーキングプアをなくすこと。ひとり親家庭の父母に対する就労支援を強化すること。
- 4 子供の貧困問題、貧困の連鎖の観点から生活保護制度のあり方を検討すること。
- 5 年金制度の最低保障機能を高め、高齢者、障がい者の貧困の問題に抜本的な取り組みを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）3月26日

東京都狛江市議会

平成25年3月26日 原案否決